

島根県東部を震源とする地震による被災者に対する 県税の減免等についてのお知らせ

令和8年1月 鳥取県税務課

令和8年1月6日に発生した島根県東部を震源とする地震の災害によって被害を受けられた方には、次のような特例制度が適用されます。

1 減免について

不動産取得税、個人事業税については、申請に基づき、次の基準により税金が減免されます。

(1) 不動産取得税

適用される要件	減免される額
・災害により不動産が損害を受けた場合で、被災後5年以内に同じ用途の不動産（以下「代替不動産」という。）を取得した場合	代替不動産の1m ² 当たりの評価額 × 被災不動産の被災面積※ × 税率
・取得した不動産がその取得の直後に災害により、滅失又は損壊した場合	被災不動産の1m ² 当たりの評価額 × 被災不動産の被災面積※ × 税率

※被災面積は、原則、被災不動産の面積に、り災証明書記載の被害の程度に応じて次の率を乗じて算定します。

全壊	100%	大規模半壊	80%
中規模半壊、半壊	50%	準半壊、一部損壊	20%

(2) 個人事業税

次のとおり、令和7年の事業所得に対する税金が減免されます。

適用される要件	減免される額
・災害による事業用資産の損害金額がその資産の価格の2分の1以上で、令和7年中の事業所得が1,000万円以下である場合 ※事業所得及び事業用資産は、個人事業税の対象となる事業所得及び事業用資産を指します。	令和7年中の事業所得 500万円以下 500万円超 750万円以下 750万円超 1,000万円以下 減免の割合 全額 2分の1 4分の1
・住宅又は家財の損害金額がその資産の価格の2分の1以上で、令和7年中の合計所得が500万円以下である場合	全額

2 期限の延長の措置について

申告書等書類の提出及び納付に関する期限で、災害のあった日（1月6日）までに期限が到来していないものについては、申請に基づきその期限を、災害のやんだ日から2か月以内を限度に延長できます。

3 納税の猶予について

納税者又は特別徴収義務者がその財産について災害を受けた場合においては、申請に基づき納税を猶予できる場合があります。

4 お問い合わせ等について

手続きや詳しい適用要件等については、最寄りの県税事務所へお尋ねください。

事務所名	電話番号
東部県税事務所 (〒680-0061 鳥取市立川町6丁目176)	不動産取得税 0857-20-3516 個人事業税 0857-20-3518 その他 0857-20-3520
中部県税事務所 (〒682-0802 倉吉市東巖城町2)	不動産取得税 0858-23-3110 個人事業税 0858-23-3111 その他 0858-23-3102
西部県税事務所 (〒683-0823 米子市加茂町1丁目1)	不動産取得税 0859-31-9625 個人事業税 0859-31-9626 その他 0859-31-9601

申請書等はこちら
をご参照ください

